能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 発注番号 | 第1-36-2号 |
| 2 | 公募日 | 平成27年5月25日 |
| 3 | 契約担当者 | 能代市長　齊 藤 滋 宣 |
| 4 | 物品名 | 凍結防止剤散布車 |
| 5 | 納入場所 | 能代市字鳥小屋地内　能代市役所道路維持センター |
| 6 | 納入期限 | 平成27年11月30日 |
| 7 | 当該物品の主管課 | 道路河川課<br>電 話 番 号　0185-89-2193<br>ファクシミリ番号　0185-89-1778 |
| 8 | 種別 | 物品（総額入札） |
| 9 | 主な仕様（概要） | 凍結防止剤散布車　1台<br>※仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています |
| 10 | 入札参加資格要件 | 入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること<br>（1）　平成26・27年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」として登載されている者であること。<br>（2）　能代市内に契約の締結できる営業所を有していること。<br>（3）　平成26・27年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」を選択している者であること。<br>（4）　本市の指名停止期間中でないこと。 |
| 11 | 入札に関する注意事項 | 入札金額は総額とする。 |
| 12 | 入札予定日 | 平成27年6月5日　（金）　午後3時30分<br>入札までのスケジュールは別紙のとおり |
| 13 | その他 | （1）　応募型指名競争入札基本事項のとおり<br>（2）　落札者は入札金額と一致する見積内訳書を提出すること |

入札スケジュール　　品 名 : 凍結防止剤散布車

| | 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続きの方法等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 設計図書等の閲覧・貸出 | 平成27年5月25日　（月）　正午から<br><br>平成27年5月27日　（水）　午後5時まで（閉庁日を除く） | 基本事項2のとおり |
| 2 | 設計図書等に対する質問の受付 | 平成27年5月25日　（月）　正午から<br><br>平成27年5月27日　（水）　午後5時まで（閉庁日を除く） | 基本事項2のとおり<br><br>提出先：物品主管課 |
| 3 | 申込書類の受付 | 平成27年5月25日　（月）　正午から<br><br>平成27年5月29日　（金）　午後5時まで（閉庁日を除く） | 基本事項3のとおり |
| 4 | 設計図書等に対する質問への回答 | 平成27年5月29日　（金）　午前9時から回答書を掲示 | 掲示場所：契約検査課 |
| 5 | 指名通知・非指名通知 | 平成27年6月2日　（火） | 基本事項4のとおり |
| 6 | 入札予定 | 平成27年6月5日　（金）　午後3時30分<br><br>会 場 :　能代市役所第5庁舎2階　契約検査課　入札室 | 基本事項5のとおり |

様式第1号(第6条関係)

物品及び委託等用

# 物品等応募型指名競争入札参加申込書

平成　　年　　月　　日

能代市長　齊　藤　滋　宣　様

住　　所
申込者　商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印
(名簿登載番号　　　　　　　　　　)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。
なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

| 発注番号 | 第1-36-2号 | | |
| --- | --- | --- | --- |
| 物品(業務)名 | 凍結防止剤散布車 | | |
| 本入札に関する連絡先 | 担当者名 | | |
| | 電話番号 | | ＦＡＸ番号 | |

# 入　札　書（第　　回）

平成　　年　　月　　日

能代市長　　齊 藤 滋 宣　　様

住　　　所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

| 品　　名 | 凍結防止剤散布車 |
|---|---|
| 入　札　金　額 | ￥ |
| 入　札　保　証　金 | 能代市財務規則第１１２条第１項第３号により免除 |
| 備　　考 | |

# 応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

１　入札に参加する者に必要な要件
（１）本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登載されている者であること。
（２）本市の指名停止措置を受けていないこと。

２　仕様書等に関すること。
（１）仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。
　　ア　閲覧又は貸出場所　　　能代市総務部契約検査課（能代市役所第５庁舎２階）
　　イ　閲覧又は貸出時間　　　４時間以内
　　ウ　その他　　　　　　　　設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
（２）仕様書等に関する質問は、次によるものとする。
　　ア　質問方法　簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
　　イ　提 出 先　物品・委託等の業務主管課
（３）質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

３　入札参加申し込みに関すること。
（１）入札参加申込書
　入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
（２）申込書類の入手方法
　ア　交付場所　　能代市総務部契約検査課（能代市役所第５庁舎２階）
　　　　　　　　　電話番号　０１８５－８９－２２２２
　　　　　　　　　※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
　イ　交付費用　　無料
（３）申込書類の作成
　申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
（４）申込書類の提出及び受付
　ア　提出方法　持参又は書留郵便によること。
　イ　提 出 先　能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課

４　指名通知等
（１）指名通知
　申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
（２）非指名通知
　申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札非指名通知書により、理由を付して通知する。
※　上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせすること。

５　入札に関する注意事項
（１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）

６　契約の締結に関すること

（１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。

（２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

７　その他必要な事項

（１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。

（２）提出された申込書類は返却しない。

（３）申込書類の審査基準日は、本案件の公表の日とする。ただし、資格者名簿への登載については参加申込期限の日とする。

※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。

（４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。

（５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

（６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課（能代市上町１番３号　能代市役所第５庁舎２階）

電話番号　　　　　０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号　０１８５－５４－６４６０

# 仕　様　書

１．品　　名　　凍結防止剤散布車

２．数　　量　　１台

３．規 格 等

別紙「凍結防止剤散布車」の仕様書どおりとする。

また、道路交通法の一部を改正する法律（平成19年6月2日施行）の改正前の普通免許で運転できる車両とする。

４．納入期限　　平成２７年１１月３０日（月）

５．納入場所　　能代市字鳥小屋地内　能代市役所道路維持センター

６．そ の 他

車輌登録、車庫証明、納車費用、自賠責保険料、リサイクル料金、重量税など新車購入に必要な経費は入札金額に含む。

# 凍結防止剤散布車仕様書

能代市　都市整備部　道路河川課

# 平成２７年度　凍結防止剤散布車仕様書

＜　概　要　＞

この仕様書は凍結防止剤散布車（乾式）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、操縦性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものとする。その他、取付に関し法令、基準等のある場合は厳守すること。

この仕様書に明示されている数値は標準の設計値とし、ここに明記されていない個所については、能代市と納入者が協議のうえ決定するものとする。

## １.性　　能

| | |
|---|---|
| （1）散布幅 | 最小 3.0m 以下～最大 7.0m 以上（切換５段階以上） |
| （2）散布量 | 最小 15 g/㎡以下～最大 50g/㎡以上（切換５段階以上） |
| （3）作業速度 | 最小 5km/h 以下～最大 40km/h 以上 |
| （4）ホッパ容量 | 2.0 ㎥以上 |
| （5）散布剤積載量 | 2,400kg 以上 |
| （6）騒音レベル | 85dB（A）以下 |

（オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）

## 2.主要諸元

| | |
|---|---|
| （1）全長 | 7,000mm 以下 |
| （2）全幅 | 2,500mm 以下 |
| （3）全高（黄色灯火上端まで） | 3,400mm 以下 |
| （4）車両総質量 | 8,000kg 未満 |
| （5）最小回転半径（最外側車輪中心） | 7.0m 以下 |
| （6）乗車定員 | ２人以上 |

## 3.車体

（1）機関

| | |
|---|---|
| 形式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 最大出力 | 140kw 以上 |

（2）動力伝達装置

| | |
|---|---|
| 主変速機 | 前進５段、後進１段　以上 |

（3）駆動方式

| | |
|---|---|
| 形式 | 総輪駆動式 |

（4）タイヤ

形式　スタッドレスタイヤ

（5）かじ取り装置

形式　倍力装置付

（6）運転室

構造　全鋼製密閉形

ハンドル位置　右ハンドル

窓　（前）冬用ワイパーブレード付　1式

**4.作業装置**

（1）形式　散布量車速同調制御式

（2）散布対象薬剤種別　乾燥塩（原塩、粉砕塩）、塩化カルシウム

（3）ホッパ　鋼板溶接構造

ホッパカバー又は蓋　手動開閉式

（4）確認装置　・ホッパ残量確認窓（ホッパ前方のみ）

・吐出又は散布確認装置

**5.計器類**

| | |
|---|---|
| （1）燃料計 | 1式 |
| （2）機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1式 |
| （3）水温計 | 1式 |
| （4）充電警告灯 | 1式 |
| （5）空気圧計又は警告灯 | 1式 |
| （6）運行記録計<br>（120km/h 速度計、7日計） | 1式 |
| （7）機関回転計<br>（運行記録計組込型も可） | 1式 |
| （8）その他標準計器類 | 1式 |

**6.照明装置類**

| | | |
|---|---|---|
| （1）前部霧灯 | | 2灯 |
| （2）黄色灯火（散光式） | 前　全幅 500mm 以上 | 1式 |
| | 後　全幅 500mm 以上 | 1式 |
| （3）その他標準照明装置類 | | 1式 |

**7.付属装置及び付属品**

7-1　車両総質量に含むもの

| | | |
|---|---|---|
| (1) | バックブザー（音圧 80db（A）以上、後方 1m にて） | 1 式 |
| (2) | カーヒータ付エアコン | 1 式 |
| (3) | 標識板（300×570mm 以上、車体後部取付） | 1 式 |
| (4) | スペアタイヤ取付台 | 1 式 |
| (5) | 散布剤飛散防止用カバー | 1 式 |
| (6) | 非常用信号具（発煙筒１、赤旗１） | 1 式 |
| (7) | バックミラー、アンダーミラー（共に熱線入り） | 1 式 |

7-2　車両総質量に含まないもの

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 標準付属工具 | 1 式 |
| (2) | その他標準付属品 | 1 式 |
| (3) | 取扱説明書 | 1 部 |
| (4) | 部品表 | 1 部 |
| (5) | 履歴簿 | 1 部 |
| (6) | 車輪止め | 1 式 |
| (7) | 床マット | 1 式 |
| (8) | スペアタイヤ（スタッドレス、リム付） | 1 式 |
| (9) | タイヤチェーン（前・後） | 1 式 |

**8.塗　装**

納入機は、国土交通省建設機械塗装基準によるほか、下記のとおり塗装するものとする。ただし、これによりがたい場合は、市と納入者が協議するものとする。

(1)　散布装置（内外面塗装）

　　ポリウレタン樹脂系塗料　（最終膜厚 90μm｛90μ｝以上）

(2)　シャシ塗装

　　エポキシ樹脂塗料　（最終膜厚 100μm｛100μ｝以上）

(3)　運転室表面

　　ポリウレタン樹脂系塗料　（最終膜厚 90μm｛90μ｝以上）

(4)　運転室底面

　　エポキシ樹脂塗料　（最終膜厚 100μm｛100μ｝以上）

**9.名入れ**

市が指定する文字を入れるものとする。文字の大きさ及び内容は、別途指示する。

**10.検査**

納入者は十分な、ならし運転完了後、検査を受けるものとする。

完成検査は寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内容が確認できる資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は納入者において準備することとする。

**11.保証**

納入後 1 年以内に、設計制作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、納入者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 年以上にわたる場合には、それを適用する。

また、特に重大な欠陥や故障が発生した時は、上記期間経過後であっても、市と納入者が協議の上、納入者に無償修理を行わせることができる。

**12.その他の事項**

12-1　製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

12-2　灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は次のとおりとする。

①黄色灯火の規格、取付位置については「道路維持作業自動車及び道路管理用緊急自動車の取り扱いについて（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号（以降の改正含む)」に準じるものとする。

②黄色灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3　提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4　緩和申請等について

本履行にあたり車両登録、規制緩和の申請および道路維持作業車の申請・届出については納入者が行うものとする。また、これらにかかる費用は納入者の負担とする。ただしこれにより難しい場合は市の指示を受けるものとする。